# 沿岸漁業改善資金助成法施行規則 （昭和五十四年農林水産省令第二十二号）

#### 第一条（経営等改善資金の貸付限度額）

沿岸漁業改善資金助成法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する経営等改善資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第二条（生活改善資金の対象設備等、償還期間及び貸付限度額）

沿岸漁業改善資金助成法施行令（以下「令」という。）第三条の表の第一号の農林水産省令で定める設備又は装置は、次の表の上欄の第二号及び第三号に掲げるものとし、同条の表の第一号の農林水産省令で定める資金は、同欄の第二号及び第三号に掲げる設備又は装置に係るものとし、法第二条第三項に規定する生活改善資金（以下「生活改善資金」という。）のうち令第三条の表の第一号に掲げる資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、次の表の上欄に掲げる設備又は装置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

##### ２

生活改善資金のうち令第三条の表の第二号に掲げる資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、百五十万円とする。

##### ３

生活改善資金のうち令第三条の表の第三号に掲げる資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、八十万円とする。

#### 第三条（青年漁業者等養成確保資金の貸付限度額）

法第二条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金についての法第四条に規定する貸付金の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げるとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五五年四月二五日農林水産省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六二年八月一〇日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年九月一四日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成元年九月二八日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年四月二二日農林水産省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年五月六日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に貸し付けられた改正前の第三条の表第一号及び第二号の資金については、なお従前の例による。

# 附　則（平成六年八月一七日農林水産省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成七年五月二九日農林水産省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成八年五月一一日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年五月二一日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年五月一七日農林水産省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年七月二三日農林水産省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に貸し付けられた改正前の第二条第一項の表第四号に掲げる設備に係る資金については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二一年二月六日農林水産省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。